

大空町に移住で

移住支援金制度
を使って大空町へ
移住しよう！



大空町観光大使 そらつきー



最大

100万円

平成31年4月1日以降に東京圏から移住された方、これから移住予定の方へ、移住支援金のご案内です。

移住支援金制度とは、東京圏から北海道に移住し就職又は起業した方を支援する制度です。

移住支援金は定額・一括で交付いたします。特に用途は定められていない為、移住された方々にご自由にお使いいただくことができます。後日の清算も使途の報告も不要です。交付決定後、申請いただいた金融機関口座へ3か月以内にお振込みいたします。

移住支援金の概要

■移住支援金額

世帯の場合... **100**万円
※1

単身の場合... **60**万円

■対象となる主な要件

1. 5年以上東京23区に在住又は通勤していた方、あるいは東京圏^{※2}に在住し移住する3か月前の時点において、連続して5年以上東京23区へ通勤をしていた方
2. 大空町内へ移住した方
3. 北海道が開設するマッチングサイトに掲載している求人^{※2}に就職した方

※1 原則として、住民票の世帯人数により判断します。申請者を含む2人以上の世帯員が移住元及び移住先において、同一世帯に属していることが必要です。

※2 東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（条件不利地域を除く） 条件不利地域については、大空町ホームページをご確認ください。

■申請方法

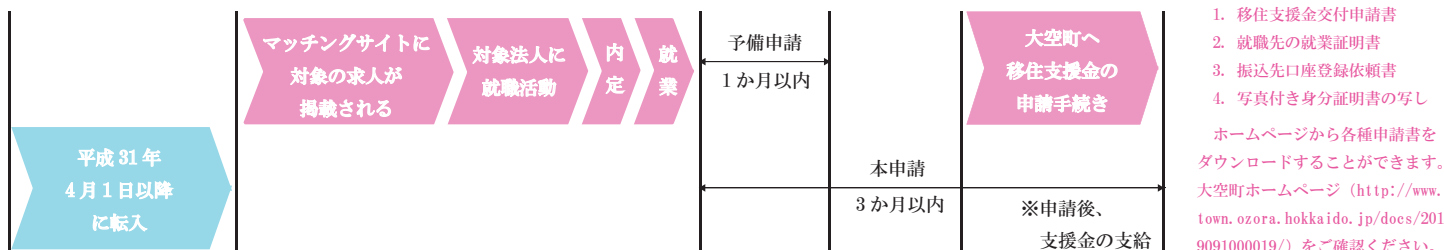
・STEP① 予備登録申請

移住支援金の申請を予定している方は、移住支援金対象法人に就職後1か月以内に、移住支援金交付予備登録書を提出してください。

・STEP② 本申請

大空町に転入後3か月以上1年未満の間、かつ移住支援金対象法人に連続して3か月以上在職した後、必要な書類^{※3}を提出してください。

・申請の流れ



■移住支援金の返還請求

交付を受けた方が、以下の事項に該当する場合、交付決定を取り消し、移住支援金の全額又は半額を請求します（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び大空町が認めた場合は除く）。詳しくは、大空町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ

大空町役場総務課企画グループ ☎0152-74-2111

北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ ☎011-231-4111

詳しい内容は、
ホームページ上でも
確認できます。



大空町ホームページ



マッチングサイト